

種苗検査実施規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 農作物の種苗又は生産ほ場の土壌の検査（第3条～第8条）
- 第3章 EC向け輸出野菜種子の品種維持に係る検査（第9条～第12条）
- 第4章 種子を生産するための種子の品種の証明（第13条～第18条）
- 第5章 種苗の生産履歴の証明（第19条～第22条）
- 第6章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）第14条第2項第2号の規定に基づいて行う、農作物（飼料作物を除く。以下同じ。）の種苗の検査（以下「種苗検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（種苗検査を行う組織等）

第2条 農研機構が行う種苗検査は、種苗管理センターにおいて行う。

2 理事（種苗管理担当）は、種苗検査の実施に関する権限を種苗管理センター所長（以下「所長」という。）に委任する。

第2章 農作物の種苗又は生産ほ場の土壌の検査

（依頼検査）

第3条 種苗管理センターは、依頼に応じて、農作物の種苗又はその生産ほ場の土壌の検査（以下「依頼検査」という。）を行う。

2 依頼検査は、次の各号に掲げる事項のうち、依頼検査を依頼しようとする者（以下「検査依頼者」という。）が依頼するものについて行うものとする。

一 発芽に関する事項

二 純潔度合に関する事項

三 含水量に関する事項

四 異種の粒数に関する事項

五 病害に関する事項（別表1の1の（3）病害検査の表の種類欄に掲げる農作物に応じて同表の病原体名欄に定める病原体の組合せとする。ただし、国際種子検査証明書を発行するために行う場合は、ニンジンの*Alternaria radicina*（黒斑病）、ニンジ

ンの *Alternaria dauci* (黒葉枯病)、ニンジンの *Xanthomonas hortorum* pv. *carotae* (斑点細菌病)、インゲンマメの *Colletotrichum lindemuthianum* (炭疽病)、アブラナ属野菜の *Xanthomonas campestris* pv. *campestris* (黒腐病)、アブラナ属野菜の *Leptosphaeria maculans* (根朽病) 及びウリ科野菜の *Cucumber green mottle mosaic virus* (緑斑モザイク病) のみとする。)

六 遺伝子組換えに関する事項

七 放射性物質に関する事項 (放射性物質は、放射性核種ヨウ素-131、セシウム-134及びセシウム-137とする。ただし、表面の放射性同位元素の密度が4 Bq/cm²を超えるおそれがあるものを除く。)

3 検査依頼者は、依頼検査を依頼しようとする場合は、別に定める検査依頼書を種苗管理センターに提出するものとする。

4 所長は、依頼検査を行うことが適当でないと認めるとき又は依頼検査を行うことができないときは、依頼に応じないこととし、その旨を検査依頼者に通知する。

(依頼検査の方法)

第4条 依頼検査の方法は、国際種子検査協会 (以下「ISTA」という。) が定める国際種子検査規程に準拠して別に定める。ただし、前条第2項第7号に係る事項は、文部科学省の定める測定法に準拠して、定めるものとする。

(依頼検査の試料の提出等)

第5条 検査依頼者は、次に掲げる方法により、依頼検査に必要な試料を種苗管理センターに提出しなければならない。

一 検査依頼書に別表1による検査に必要な量の試料を添える方法

二 検査に従事する職員が種子荷口から試料を抽出する方法

2 検査依頼者は、前項第1号の方法により、試料を提出する場合には、試料の輸送又は保存中に吸湿、破碎、腐敗、異物混入等が起こらないよう、適当な容器又は資材を用いて包装しなければならない。

3 第3条第2項第5号に掲げる事項に係る依頼検査であって国際種子検査証明書の発行を目的とする場合において提出する試料は、いかなる種子処理も施してあってはならない。ただし、アブラナ属野菜の *Xanthomonas campestris* pv. *campestris* (黒腐病) の検査 (種子摩砕液培養法に限る。) 用の試料にあっては、物理的処理 (温湯消毒)、化学的処理 (塩素系消毒) 又は残留物が依頼検査に影響を与えない処理に限り施すことができる。

4 所長は、必要があると認める場合には、試料の追加提出を求めることができる。

5 提出された試料は、検査の依頼に応じない場合を除き、原則として返還しない。ただし、第3条第2項第7号に係る依頼検査の場合にあっては、保管のための試料の一部 (10 ml) を除き返還する。この場合において、保管のための試料は、1年間保管した後に廃棄する。

6 第1項第2号の規定により種子荷口から試料を抽出する職員は、別に定める身分証明書を携帯しなければならない。

(検査報告書等の交付)

第6条 所長は、依頼検査を終了したときは、別に定める検査報告書及び国際種子検査証明書（ISTAが定める様式によるもので、交付が必要な場合に限る。以下同じ。）を検査依頼者に交付する。

- 2 所長は、前項の検査報告書又は国際種子検査証明書の副本を交付することができる。この場合において、所長は、請求された交付枚数が申請のあった包装数を大幅に超える場合等副本の交付が適当でない、又は交付枚数を制限することが必要であると認める場合は、その交付枚数を制限することができるものとする。

(依頼検査の手数料等)

第7条 依頼検査に要する手数料の額は、別表2のとおりとする。

- 2 国際種子検査証明書の交付には、同証明書用の台紙費用として1枚当たり288円に消費税相当額を加算した額を要する。副本の交付及び検査依頼者の都合による記載内容の訂正を伴う再発行に際しても同様とする。
- 3 前条第2項の検査報告書の副本の交付に要する経費は、1通当たり390円に消費税相当額を加算した額とする。検査依頼者の都合による記載内容の訂正を伴う再発行に際しても同様とする。
- 4 検査依頼書の送付並びに試料の送付及び返還に要する経費、試料抽出及び現地調査に係る職員の出張に要する経費（農研機構が定める旅費規程（18規程第92号）により算定した額をとす。以下「出張に要する経費」という。）並びに前条第2項の副本の交付に要する経費は、検査依頼者の負担とする。

(検査手数料の納付)

第8条 検査依頼者は、種苗管理センターが発行する請求書により、検査報告書等の交付の前日までに検査手数料（国際種子検査証明書の台紙費用及び副本の交付に要する経費を含む。）及び出張に要する経費を納めなければならない。ただし、種苗管理センターが納付期限を別に定めたときはこの限りではない。

第3章 EC向け輸出野菜種子の品種維持に係る検査

(EC向け輸出野菜種子の品種維持に係る検査)

第9条 種苗管理センターは、農林水産省食料産業局長（以下「食料産業局長」という。）からの指示に基づき、EC向け輸出野菜種子の品種維持に係る公的管理に関する要領（昭和58年9月27日付け58農蚕第4798号農林水産省農蚕園芸局長通知）に定めるところにより、同要領に基づき理事（種苗管理担当）に通知のあった品種について、記録の検査及びサンプルの収集及び事後検定を行う。

(記録の検査及びサンプルの確認等)

第10条 前条の記録の検査及びサンプルの収集は、指定種苗検査職員の身分証明書（種苗法（平成10年法律第83号）第63条第4項の証明書をいう。）の発給を受けた職

員（以下「検査職員」という。）が行うものとする。

2 理事（種苗管理担当）は、記録及びサンプルの保管に不備があるとき又は品種の維持が適切に行われていないおそれがあると認めるときは、速やかにその旨を食料産業局長に報告する。

（事後検定の方法）

第11条 事後検定の方法は、品種純度検査基準（平成13年6月29日付け13生産第1782号農林水産省生産局長通知）に準拠して行う。

（検査結果の報告）

第12条 理事（種苗管理担当）は、記録の検査及び事後検定の結果を、毎年3月末までに食料産業局長へ報告する。

第4章 種子を生産するための種子の品種の証明

（依頼証明）

第13条 種苗管理センターは、依頼に応じて、砂糖原料用のてんさいの生産に向けられる種子を生産するための種子（以下「基礎種子」という。）の品種の証明（以下「依頼証明」という。）を行う。

2 依頼証明は、基礎種子について、次に掲げる検査を実施して行う。

- 一 母根ほ場検査
- 二 採種ほ場検査
- 三 種子検査

3 依頼証明を依頼しようとする者（以下「証明依頼者」という。）は、別に定める証明依頼書を種苗管理センターに提出するものとする。

4 所長は、依頼証明を行うことが適当でないと認めるとき又は依頼証明に係る検査を行うことができないときは、依頼に応じないこととし、その旨を証明依頼者に通知する。

（依頼証明の方法）

第14条 依頼証明の方法は、経済協力開発機構（以下「OECD」という。）が定める「OECD種子制度」中、「第2部 種子制度の規則及び指針」の「付属文書IX てんさい及び飼料用ビート種子」（以下「OECD付属文書」という。）の「規則及び指示」に規定されている方法及び「種子作物の比較栽培試験及びほ場検定指針」に規定されている方法並びにOECD付属文書が参照するISTAが定めた国際種子検査規程において規定されている種子検査の方法によるものとする。

（種子検査に係る試料の返還）

第15条 証明依頼者から依頼証明のために提出された試料は、原則として返還しない。

（検査成績書等の交付）

第16条 所長は、依頼証明に係る検査を終了したときは、別に定める検査成績書及び国

際種子検査証明書を証明依頼者に交付する。

- 2 所長は、第13条第2項に規定する検査の全てに合格したものについては、証明依頼者にOECDが定める様式による品種証明書（以下「品種証明書」という。）を交付する。
- 3 所長は、第1項の国際種子検査証明書又は前項の品種証明書の副本を交付することができる。
- 4 前項の規定により国際種子検査証明書又は品種証明書の副本の交付を受けようとする証明依頼者は、別に定める交付申請書を種苗管理センターに提出しなければならない。

（票せんの添付及び封印）

- 第17条 種苗管理センターは、第13条第2項第2号の採種ほ場検査に合格したほ場から生産された種子には仮票せんの添付及び封印を行う。
- 2 種苗管理センターは、前条第2項の品種証明書を交付した基礎種子には、票せんの添付及び封印を行う。

（依頼証明の手数料等）

- 第18条 依頼証明に要する手数料の額は、原則として当該依頼証明に要する経費の額とし、所長が別に定める。
- 2 証明依頼書の送付及び第16条第3項の副本の交付に要する経費は、証明依頼者の負担とする。

第5章 種苗の生産履歴の証明

（生産履歴証明）

- 第19条 種苗管理センターは、依頼に応じて、次の各号に掲げる種苗の生産履歴に関する証明（以下「生産履歴依頼証明」という。）を行う。
- 一 種苗管理センターが依頼者の事務所等に出向いて行う調査に基づく証明
 - 二 輸出先国から求められた証明書の裏付け証明（以下「裏付け証明」という。）
 - 三 前2号に掲げるもののほか、種苗管理センターが依頼者から提出される書類に基づき行う証明
- 2 生産履歴依頼証明は、次の各号に掲げる事項のうち、生産履歴依頼証明を依頼しようとする者（以下「履歴証明依頼者」という。）が依頼するものについて行う。
 - 一 採種（苗）ほ所在地に関する事項
 - 二 栽培期間に関する事項
 - 三 調整場所に関する事項
 - 四 調整時期に関する事項
 - 五 保管場所に関する事項
 - 六 保管期間に関する事項
 - 3 履歴証明依頼者は、別に定める書類を種苗管理センターに提出するものとする。
 - 4 所長は、生産履歴依頼証明を行うことが適当でないと認めるときは、依頼に応じないこととし、その旨を履歴証明依頼者に通知する。

(調査の方法等)

- 第20条 所長は、生産履歴依頼証明を行うための調査を検査職員に行わせるものとする。
- 2 検査職員は、履歴証明依頼者の事務所等に出向いて調査を行う場合には、指定種苗検査職員の身分証明書を携帯するものとし、履歴証明依頼者から要求があった場合には、これを提示しなければならない。
 - 3 検査職員は、前条第1項第2号に掲げる証明を行うため、輸出先国から求められた証明書と履歴証明依頼者から提出された書類の記載事項が合致することを確認するものとし、必要な場合は、履歴証明依頼者に対し、補足資料の提出を求めることができる。
 - 4 検査職員は、前条第1項第3号に掲げる証明に係る確認については、提出された書類が証明を依頼する事項に係る事実を明らかにするものであることを確認するものとし、必要な場合は、履歴証明依頼者に対し、補足資料の提出を求めることができる。
 - 5 履歴証明依頼者は、検査職員の求めがあった場合には、証明を依頼する事項に係る事実を明らかにし得る帳簿その他の書類を提出しなければならない。
 - 6 履歴証明依頼者から提出された書類等は、原則として返還しないものとする。ただし、前条第4項の規定により生産履歴依頼証明の依頼に応じないこととした場合はこの限りではない。

(証明書の交付等)

- 第21条 所長は、前条第1項の調査に基づき、履歴証明依頼者に証明書又は裏付け証明を交付する。
- 2 前項の証明書又は裏付け証明の交付は、別に定めるところにより行う。
 - 3 所長は、履歴証明依頼者に証明書（裏付け証明を除く。）の副本を交付することができる。

(生産履歴依頼証明の手数料等)

- 第22条 生産履歴依頼証明に係る証明依頼書、証明書及び関係書類等の送付並びに返還に要する送料、第20条第1項の調査に要する検査職員の出張に要する経費は、履歴証明依頼者の負担とする。

第6章 雑則

(その他)

- 第23条 この規程に定めるもののほか、種苗検査の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29.4.6 29-1規程第147-1号）

この規程は、平成29年4月6日から施行する。

附 則（平成30.3.29 29-33規程第147-2号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31.3.6 30-29規程第147-3号）

この規程は、平成31年3月6日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

1 検査依頼書 (A) に添える試料の重量

(1) 発芽、純潔度合、含水量及び異種の粒数の検査

種 類	検査事項別提供試料の最小限重量			
	発芽 g	純潔度合 g	含水量 g	異種の粒数 g
セロリー、ベントグラス、ローズグラス、チモシー、レッドトップ、 ケンタッキーブルーグラス、しば	1	2	50	10
しろクローバー	2	4	50	20
にんじん、みつば、レタス、オーチャードグラス、リードカナリーグラス	5	10	50	30
からしな、パセリ	5	10	50	40
ねぎ、あかクローバー、トールフェスク	5	10	50	50
ペレニアルライグラス	10	20	50	60
かぶ、トマト、はくさい、リーキ、バヒアグラス	10	20	50	70
ひえ、しゅんぎく、たまねぎ	10	20	50	80
あわ	10	20	50	90
なたね、カリフラワー、キャベツ、コールラビー、在来なたね、にら、 ブロッコリー、めキャベツ	10	20	50	100
なす、とうがらし	15	30	50	150
ごぼう、ほうれんそう	25	50	50	250
だいこん	50	100	50	300
稲	70	100	100	700
てんさい	50	100	50	500
そば	60	120	100	600
きゅうり、メロン	70	150	50	700
アスパラガス	100	200	50	1,000
大麦、小麦、緑豆	120	250	100	1,000
小豆、すいか	250	500	100	1,000
かぼちゃ、ゆうがお	500	1,000	50	1,000
大豆、とうもろこし、いんげんまめ、えんどう、そらまめ (一寸を除く。)	500	1,000	100	1,000
そらまめ (一寸)	2,000	2,000	100	2,000

上記各欄に掲げるもの以外の農作物種子

当該種子の大きさにより上記各欄に掲げる量に準じた量

(備考)

- 1) 検査を依頼するために提供する試料の重量は、それぞれの検査事項についての試料の重量の合計量とすること。ただし、発芽及び純潔度合の2事項についての検査を依頼する場合における試料の重量は、純潔度合の試料の重量とすること。発芽、純潔度合及び含水量の3事項についての検査を依頼する場合における試料の重量は、純潔度合及び含水量の試料の重量の合計量とすること。異種の粒数及び他の事項（含水量を除く。）についての検査を依頼する場合における試料の重量は、異種の粒数の重量とすること。
- 2) 含水量の検査を依頼するために提供する試料は、適当な防湿包装容器に密封すること。

(2) 提供試料が被覆種子の場合の検査

ペレットシード

検査項目	送付試料の最小限数量 (粒)
純潔度合検査 (種の検証を含む)	2,500
発芽試験	2,500
異種の粒数検査	10,000
異種の粒数検査 (エンクラストシード及びシードグラニュール)	25,000

シードテープ

検査項目	送付試料の最小限数量 (粒)
発芽試験	2,000
異種の粒数検査	10,000

(3) 病害検査

種 類	病原体名	病害名	提供試料の 最小限数量
ニンジン	<i>Alternaria radicina</i>	黒斑病	5 g
ニンジン	<i>Alternaria dauci</i>	黒葉枯病	5 g
ニンジン	<i>Xanthomonas hortorum</i> pv. <i>carotae</i>	斑点細菌病	1 2 0 g
ユウガオ	<i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>lagenariae</i>	つる割病	5 0 0 g
インゲンマメ	<i>Colletotrichum lindemuthianum</i>	炭疽病	5 0 0 g
エンドウ	<i>Ascochyta pisi</i>	褐斑病及び褐紋病	5 0 0 g
	<i>Mycosphaerella pinodes</i>		
エンドウ	<i>Pea seed-borne mosaic virus</i>	モザイク病	5, 0 0 0 粒
アブラナ属野菜	<i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>campestris</i>	黒腐病	3 0 0 g
アブラナ属野菜	<i>Leptosphaeria maculans</i>	根朽病	1 0 g
アブラナ属野菜	<i>Alternaria brassicicola</i>	黒すす病	5 g
アブラナ属野菜	<i>Alternaria brassicae</i>	黒斑病	5 g
アブラナ属野菜	<i>Alternaria japonica</i>	黒斑病	5 g
ダイコン	<i>Leptosphaeria maculans</i>	(和名無)	3 0 g
ダイコン	<i>Alternaria brassicicola</i>	黒斑病	1 5 g
ダイコン	<i>Alternaria brassicae</i>	黒斑病	1 5 g
ダイコン	<i>Alternaria japonica</i>	黒斑病	1 5 g
トマト	Tobamoviruses (<i>Tomato mosaic virus</i> , <i>Tabacco mosaic virus</i> , <i>Pepper mild mottle virus</i>)	モザイク病	4 0 g
レタス	<i>Lettuce mosaic virus</i>	モザイク病	1 5 g
ウリ科野菜	<i>Kyuri green mottle mosaic virus</i> (KGMMV)	緑斑モザイク病	3, 0 0 0 粒又は 1 0, 0 0 0 粒
ウリ科野菜	<i>Cucumber green mottle mosaic virus</i> (CGMMV)	緑斑モザイク病	3, 0 0 0 粒又は 1 0, 0 0 0 粒
ウリ科野菜	<i>Squash mosaic virus</i> (SqMV)	スカッシュモザイク病	3, 0 0 0 粒又は 1 0, 0 0 0 粒
トウガラシ	Tobamoviruses (<i>Tomato mosaic virus</i> , <i>Tabacco mosaic virus</i> , <i>Pepper mild mottle virus</i>)	モザイク病	6, 0 0 0 粒
スイカ、メロン、 キュウリ、カボチャ、 ユウガオ、ニガウリ及びトウガン	<i>Acidovorax citrulli</i> (<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i>)	果実汚斑細菌病	1 0, 0 0 0 粒

(備考)

- 1) 病害の検査を依頼するために提出する試料は、汚染防止のため、適当な容器又は資材で他の検査事項用の提供試料とは別に包装すること。
- 2) (1) の発芽、純潔度合、含水量及び異種の粒数の検査を併せて依頼する場合における提供試料の重量は、(1) の試料の重量及び病害検査の試料の重量の合計量とすること。
- 3) ニンジンについて、同一試料で *Alternaria radicina* (黒斑病) と *Alternaria dauci* (黒葉枯病) の両方の検査を依頼する場合の提供試料の最小限数量は、5 g とする。
- 4) アブラナ属野菜について、同一試料で *Alternaria brassicicola* (黒すす病) と *Alternaria brassicae* (黒斑病)、*Alternaria brassicicola* (黒すす病) と *Alternaria japonica* (黒斑病) 又は *Alternaria brassicae* (黒斑病) と *Alternaria japonica* (黒斑病) の2病原体の検査を依頼する場合及び *Alternaria brassicicola* (黒すす病) と *Alternaria brassicae* (黒斑病) と *Alternaria japonica* (黒斑病) の3病原体を検査する場合の提供試料の最小限数量は、5 g とする。また、これらの組合せ又はいずれかの1病原体と *Leptosphaeria maculans* (根朽病) との検査を組み合わせる場合の提供試料の最小限数量は、1 5 g とする。
- 5) ダイコンについて、同一試料で *Alternaria brassicicola* (黒斑病) と *Alternaria brassicae* (黒斑病)、*Alternaria brassicicola* (黒斑病) と *Alternaria japonica* (黒斑病) 又は *Alternaria brassicae* (黒斑病) と *Alternaria japonica* (黒斑病) の2病原体の検査を依頼する場合及び *Alternaria brassicicola* (黒斑病) と *Alternaria brassicae* (黒斑病) と *Alternaria japonica* (黒斑病) の3病原体を検査する場合の提供試料の最小限数量は、1 5 g とする。また、これらの組合せ又はいずれかの1病原体と *Leptosphaeria maculans* の検査を組み合わせる場合の提供試料の最小限数量は、4 5 g とする。
- 6) 提出できる数量が依頼検査技術マニュアルに掲げた検査試料の粒数に満たない場合は、要相談とする。

2 検査依頼書（B）に添える試料の重量

（1）発芽、純潔度合及び異種の粒数の検査
農作物種子及び野菜種子

種 類		荷口証明の 最大限重量 k g	提供試料の 最小限重量 g	純潔検査の 最小限重量 g
<i>Abelmoschus esculentus</i> (L.) Moench	オクラ	20,000	1,000	140
<i>Agrostis capillaris</i> L.	コロニアルベントグラス	10,000	5	0.25
<i>Agrostis gigantea</i> Roth	レットトップ	10,000	5	0.25
<i>Agrostis stolonifera</i> L.	クリーピングベントグラス	10,000	5	0.25
<i>Allium cepa</i> L.	タマネギ	10,000	80	8
<i>Allium fistulosum</i> L.	ネギ	10,000	50	5
<i>Allium porrum</i> L.	リーキ	10,000	70	7
<i>Allium schoenoprasum</i> L.	チャイブ、アサツキ、エゾネギ	10,000	30	3
<i>Allium tuberosum</i> Rottler ex. Spreng.	ニラ	10,000	100	10
<i>Alysicarpus vaginalis</i> (L.) DC.	アリスクローバー	10,000	40	4
<i>Apium graveolens</i> L.	セロリー	10,000	10	1
<i>Arachis hypogaea</i> L.	ラッカセイ	30,000	1,000	1,000
<i>Arctium lappa</i> L.	ゴホウ	10,000	50	5
<i>Arrhenatherum elatius</i> (L.)	トールオートグラス	10,000	80	8
<i>Asparagus officinalis</i> L.	アスパラガス	20,000	1,000	100
<i>Avena sativa</i> L. (<i>A. byzantina</i> を含む)	エンバク	30,000	1,000	120
<i>Axonopus fissifolius</i> (Raddi) Kuhlm.	カーペットグラス	10,000	10	1
<i>Beta vulgaris</i> L. (multi-germ varieties)	フダンソウ、ビート(テンサイ)類 (多胚種)	20,000	500	50
<i>Beta vulgaris</i> L. (mono-germ varieties)	フダンソウ、ビート(テンサイ)類 (単胚種)	20,000	500	30
<i>Brassica carinata</i> A. Braun	アビシニアカラシ	10,000	100	10
<i>Brassica juncea</i> (L.) Czern.	カラシナ類	10,000	40	4
<i>Brassica napus</i> L.	ナタネ	10,000	100	10
<i>Brassica oleracea</i> L. (all varieties)	キャベツ類 (全変種)	10,000	100	10
<i>Brassica rapa</i> L.	カブ、ハクサイ、タイサイ類 (ハクチョイ等)	10,000	70	7
<i>Bromus inermis</i> Leysser	スムースブローム (スズメノチャビキ)	10,000	90	9
<i>Bromus marginatus</i> Ness ex Steudel	マウンテンブローム	10,000	200	20
<i>Bromus hordeaceus</i> L.	ソフトブローム	10,000	50	5
<i>Cajanus cajan</i> (L.) Millsp.	キマメ (リュウキュウマメ)	20,000	1,000	300
<i>Cannabis sativa</i> L.	アサ	10,000	600	60
<i>Capsicum</i> spp.	トウガラシ属	10,000	150	15
<i>Carthamus tinctorius</i> L.	ベニバナ	25,000	900	90
<i>Chloris gayana</i> Kunth	ローズグラス	10,000	10	1
<i>Cicer arietinum</i> L.	ヒヨコマメ	30,000	1,000	1,000
<i>Cichorium endivia</i> L.	エンターイブ	10,000	40	4
<i>Cichorium intybus</i> L.	チコリー	10,000	50	5
<i>Citrullus lanatus</i> (Thunb.) Matsum. & Nakai	スイカ	20,000	1,000	250
<i>Corchorus olitorius</i> L.	モロヘイヤ (タイワソナツ)	10,000	150	15
<i>Coriandrum sativum</i> L.	コリアンダー (コアントロ)	10,000	400	40
<i>Crotalaria brevidens</i> Benth.	クロタリア	10,000	150	15
<i>Cucumis melo</i> L.	メロン	10,000	150	70
<i>Cucumis sativus</i> L.	キュウリ	10,000	150	70
<i>Cucurbita maxima</i> Duchesne	セイヨウカボチャ	20,000	1,000	700
<i>Cucurbita moschata</i> Duchesne	ニホンカボチャ	10,000	350	180
<i>Cucurbita pepo</i> L.	ヘホカボチャ	20,000	1,000	700
<i>Cynodon dactylon</i> (L.) Pers.	バーミューターグラス (キョウキシバ)	10,000	10	1
<i>Daucus carota</i> L.	ニンジン	10,000	30	3

<i>Dichondra micrantha</i> Urb.	ダ`イコン`ラ、アオイコ`ケ	10,000	50	5
<i>Echinochloa crus-galli</i> (L.) P. Beauv.	イヌヒ`エ	10,000	80	8
<i>Elytrigia intermedia</i> (Host) Nevski	インター`メテ`イエイト`ホイト`ク`ラス	10,000	150	15
<i>Eragrostis curvula</i> (Schrad.) Ness	ウ`イ`ヒ`ン`ク`ラフ`グ`ラス	10,000	10	1
<i>Fagopyrum esculentum</i> Moench	ソバ`	10,000	600	60
<i>Festuca arundinacea</i> Schreb.	トール`フェスク(オニウシノケ`サ)	10,000	50	5
<i>Festuca ovina</i> L. (all vars.)	シーフ`フェスク(ハート`フェスク)(全変種)	10,000	25	2.5
<i>Festuca pratensis</i> Huds.	メト`ウ`フェスク(ヒロハノウシノケ`サ)	10,000	50	5
<i>Festuca rubra</i> L. s. 1. (all vars.)	レット`フェスク(全変種)	10,000	30	3
<i>Glycine max</i> (L.) Merr.	ダ`イズ`	30,000	1,000	500
<i>Helianthus annuus</i> L.	ヒマワリ	25,000	1,000	200
<i>Hordeum vulgare</i> L.	オオムギ`	30,000	1,000	120
<i>Lablab purpureus</i> (L.) Sweet	フジ`マメ	20,000	1,000	600
<i>Lactuca sativa</i> L.	レタス	10,000	30	3
<i>Lagenaria siceraria</i> (Molina) Standl.	ヒョウタン、ユウカ`オ	20,000	1,000	500
<i>Lespedeza juncea</i> (L. f.) Pers.	カラメト`ハキ`	10,000	30	3
<i>Linum usitatissimum</i> L.	アマ	10,000	150	15
<i>Lolium × hybridum</i> Hausskn.	ハイフ`リット`ライク`ラス	10,000	60	6
<i>Lolium multiflorum</i> Lam.	イタリアン`ライク`ラス(ネス`ミムキ`)	10,000	60	6
<i>Lolium perenne</i> L.	ペ`レニアル`ライク`ラス(ホソムギ`)	10,000	60	6
<i>Lotus corniculatus</i> L.	ハ`ース`フット`レフ`オイル	10,000	30	3
<i>Luffa aegyptiaca</i> Mill.	ヘチマ	20,000	1,000	250
<i>Medicago sativa</i> L.	アルファルファ(ムラサキウマコ`ヤシ)	10,000	50	5
<i>Momordica charantia</i> L.	ツルレイシ(ニガ`ウリ)	20,000	1,000	450
<i>Nicotiana tabacum</i> L.	タバコ	10,000	25	0.5
<i>Oryza sativa</i> L.	イネ	30,000	700	70
<i>Panicum maximum</i> Jacq.	ギ`ニア`ク`ラス	10,000	20	2
<i>Paspalum notatum</i> Flügge	ハ`ヒア`ク`ラス(キシユウスズ`メノヒエ)	10,000	70	7
<i>Pennisetum clandestinum</i> Hochst. ex Chiov.	キク`ユク`ラス	10,000	70	7
<i>Petroselinum crispum</i> Nyman ex A. W. Hill	パ`セリ	10,000	40	4
<i>Phalaris arundinacea</i> L.	リート`カナリ`ク`ラス	10,000	30	3
<i>Phaseolus coccineus</i> L.	ペ`ニバ`ナイン`ゲン	30,000	1,000	1,000
<i>Phaseolus vulgaris</i> L.	イン`ゲ`ソマメ	30,000	1,000	700
<i>Phleum pratense</i> L.	チモシー(オオアワカ`エリ)	10,000	10	1
<i>Pisum sativum</i> L. s. 1.	エンド`ウ	30,000	1,000	900
<i>Raphanus sativus</i> L.	ダ`イコン	10,000	300	30
<i>Secale cereale</i> L.	ライムギ`	30,000	1,000	120
<i>Solanum lycopersicum</i> L.	トマト	10,000	15	7
<i>Solanum melongena</i> L.	ナス	10,000	150	15
<i>Sorghum bicolor</i> (L.) MoVigna angularisench	ソルガ`ム	30,000	900	90
<i>Spinacia oleracea</i> L.	ホウレンソウ	10,000	250	25
<i>Taraxacum officinale</i> Weber ex F. H. Wigg., s. 1	シヨクヨウタン`ホ`	10,000	30	3
<i>Trifolium hybridum</i> L.	アルサイクロー`ハー`	10,000	20	2
<i>Trifolium incarnatum</i> L.	クリムソクロー`ハー`	10,000	80	8
<i>Trifolium pratense</i> L.	アカロー`ハー`	10,000	50	5
<i>Trifolium repens</i> L.	シロクロー`ハー`	10,000	20	2
<i>Triticum aestivum</i> L., nom. cons.	コムギ`	30,000	1,000	120
<i>Vicia faba</i> L.	ソラマメ	30,000	1,000	1,000
<i>Vicia sativa</i> L. (incl. <i>V. angustifolia</i> L.)	コモン`ヘ`ツチ、ナロー`リーフ`ヘ`ツチ	30,000	1,000	140
<i>Vicia villosa</i> Roth (incl. <i>V. dasycarpa</i> Ten.)	ヘアリー`ヘ`ツチ、ウー`リー`ホ`ット`ヘ`ツチ	30,000	1,000	100
<i>Vigna angularis</i> (Willd.) Ohwi & H. Ohashi	アズ`キ	30,000	1,000	250
<i>Vigna unguiculata</i> (L.) Walp.	ササゲ`	30,000	1,000	400
<i>Zea mays</i> L.	トウモロコシ	40,000	1,000	900
<i>Zoysia japonica</i> Steude.	ノシバ`	10,000	10	1

花卉、香辛料及び薬用植物

種 類	荷口証明の 最大限重量 k g	提供試料の 最小限重量 g	純潔検査の 最小限重量 g	
<i>Achillea umbellata</i> Sm.	アキレアウンヘラータ	5,000	5	0.5
<i>Ageratum houstonianum</i> Mill.	アゲラタム	5,000	5	0.5
<i>Antirrhinum majus</i> L.	キンギョソウ	5,000	5	0.5
<i>Artemisia vulgaris</i> L.	ヨモギ	5,000	5	0.5
<i>Aster alpinus</i> L.	アスター(シオン)	5,000	20	5
<i>Bellis perennis</i> L.	ヒナギク(デージー)	5,000	5	0.5
<i>Calendula officinalis</i> L.	キンセンカ	5,000	80	20
<i>Campanula medium</i> L.	フウリンソウ	5,000	5	0.6
<i>Celosia argentea</i> L.	ノゲイトウ	5,000	10	2
<i>Centaurea cyanus</i> L.	ヤクマルマソウ(ヤクマルマキク)	5,000	40	10
<i>Coix lacryma-jobi</i> L.	ハトムギ	5,000	600	150
<i>Convolvulus tricolor</i> L.	サンシキアサガオ	5,000	100	25
<i>Coreopsis basalis</i> (A. Dietr.) S. F. Blake	キンケイキク	5,000	20	5
<i>Coreopsis lanceolata</i> L.	オオキンケイキク	5,000	20	5
<i>Coreopsis tinctoria</i> Nutt.	ハルシヤキク	5,000	5	1
<i>Cosmos bipinnatus</i> Cav.	コスモス	5,000	80	20
<i>Cosmos sulphureus</i> Cav.	キバナコスモス	5,000	80	20
<i>Cyclamen persicum</i> Mill.	シクラメン	5,000	100	30
<i>Cynoglossum amabile</i> Stapf & J. R. Drumm	シノグロッサム	5,000	40	10
<i>Dahlia pinnata</i> Cav.	ダリア(テンシクホタン)	5,000	80	20
<i>Delphinium spp.</i>	デルフィニウム	5,000	20	4
<i>Delphinium × cultorum</i>	デルフィニウム	5,000	20	4
<i>Dianthus barbatus</i> L.	ヒゲナテシコ、ヒゲシヨナテシコ	5,000	10	3
<i>Dianthus caryophyllus</i> L.	カーネーション	5,000	20	5
<i>Dianthus chinensis</i> L.	セキチク	5,000	10	3
<i>Dianthus deltoides</i> L.	ヒメナテシコ	5,000	20	0.5
<i>Dianthus plumarius</i> L.	タツタナテシコ	5,000	20	5
<i>Dimorphotheca pluvialis</i> (L.) Moench	アフリカキンセンカ	5,000	40	10
<i>Eschscholzia californica</i> Cham.	ハナヒシソウ(カリフォルニアホピー)	5,000	20	5
<i>Erysimum cheiri</i> (L.) Crantz	ウォールブラワー	5,000	10	3
<i>Gaillardia aristata</i> Pursh	オオテンニンギク	5,000	30	8
<i>Gaillardia pulchella</i> Foug.	テンニンギク	5,000	20	6
<i>Gazania rigens</i> (L.) Gaertn.	カザニア	5,000	20	5
<i>Gentiana acaulis</i> L.	チャボリントウ	5,000	5	0.7
<i>Glebionis coronarium</i> L. cass. ex. Spach	シュンキク	5,000	30	8
<i>Gomphrena globosa</i> L.	センニチコウ	5,000	40	10
<i>Gypsophila elegans</i>	カスミソウ	5,000	10	2
<i>Hesperis matronalis</i> L.	ハナダイコン(ハスヘリス)	5,000	20	5
<i>Hibiscus trionum</i> L.	キンセンカ	5,000	40	10
<i>Iberis umbellata</i> L.	イロマカリバナ	5,000	10	3
<i>Impatiens balsamina</i> L.	ホウセンカ	5,000	100	25
<i>Impatiens walleriana</i> Hook. f.	インパチェンス(アフリカホウセンカ)	5,000	10	2
<i>Lathyrus odoratus</i> L.	スイートピー	10,000	600	150
<i>Lavandula angustifolia</i> Mill.	ラベンダー	5,000	10	2
<i>Lavatera trimestris</i> L.	ラバテラ(ハナアオイ)	5,000	40	10
<i>Linum grandiflorum</i> Desf.	ヘニハナアマ	5,000	40	10
<i>Lobularia maritima</i> (L.) Desv.	スイートアリッサム(ニワナス)	5,000	5	1
<i>Lupinus hybrids</i> *	ルピナス	10,000	200	60
<i>Lupinus polyphyllus</i> Lindl	ワシントンルピナス、ラッセルルピナス	10,000	200	60
<i>Matthiola incana</i> (L.) R. Br.	ストック(アラセイトウ)	5,000	20	4
<i>Mimosa pudica</i> L.	オシギソウ(ミモサ)	5,000	40	10

<i>Nemophila menziesii</i> Hook. & Arn.	ネモフィラ・メンジエシー、ルリカラクサ	5,000	20	5
<i>Nierembergia hippomanica</i> Miers	ニールンベルギア	5,000	5	0.5
<i>Nigella damascena</i> L.	クロタネソウ	5,000	20	6
<i>Osteospermum ecklonis</i> (DC.) Norlindh	オステオスペルマム	5,000	40	10
<i>Papaver nudicaule</i> L.	アイスタントポピー	5,000	5	0.5
<i>Papaver rhoeas</i> L.	ヒナゲシ	5,000	5	0.5
<i>Perilla frutescens</i> (L.) Britton	シソ	5,000	10	3
<i>Pericallis cruenta</i> (Masson ex L'Her.) DC.	サイネリア	5,000	5	0.5
<i>Petunia</i> × <i>atkinsiana</i> (Sweet) D. Don ex W. H. Baxter	ペチュニア	5,000	5	0.2
<i>Phlox drummondii</i> Hook.	フロックス、キキョウナデシコ	5,000	20	5
<i>Physalis alkekengi</i> L.	ホオズキ	5,000	20	4
<i>Plectocephalus americana</i> (Nutt.) D. Don	アサミヤグルマ	5,000	100	35
<i>Plectocephalus scutellarioides</i> (L.) R. Br	(コリウス)キンランジソ	5,000	10	2
<i>Portulaca grandiflora</i> Hook.	マツバホトタン	5,000	5	0.3
<i>Primula</i> spp.	プリムラ、サクラソウ	5,000	5	1
<i>Rudbeckia hirta</i> L.	ルトベキア	5,000	5	1
<i>Saintpaulia ionantha</i> H. Wendl.	セントポールリア(アフリカスマイレ)	5,000	5	0.1
<i>Salvia farinacea</i> Benth.	ブルーサルビア	5,000	20	5
<i>Salvia officinalis</i> L.	セージ、サルビア	5,000	30	20
<i>Silene pendula</i> L.	オオマンテマ(フロクナデシコ)	5,000	10	2
<i>Tagetes erecta</i> L.	マリゴールト	5,000	40	10
<i>Thymus serpyllum</i> L.	タイム	5,000	5	0.5
<i>Torenia fournieri</i> Linden ex E. Fourn.	トレニア	5,000	5	0.2
<i>Vinca minor</i> L.	ヒメツルニチソウ	5,000	20	5
<i>Viola odorata</i> L.	ニオイスマイレ	5,000	10	3
<i>Viola tricolor</i> L.	パンジー	5,000	10	3
<i>Zinnia elegans</i> Jacq.	ヒヤクニチソウ(ジニア)	5,000	80	20

(備考)

提供する試料の重量は「提供試料の最小限重量」以上とする。ただし、異種の粒数検査が含まれていない場合は、試料の重量は少なくとも「純潔検査の最小限重量」以上とする。

(2) 含水量検査

提供試料の最小限重量は、他の事項についての検査に提供する試料とは別に以下の種では100g、その他の種では50gとする。

<i>Arachis hypogaea</i>	ラッカセイ	<i>Oryza sativa</i>	イネ
<i>Avena</i> spp.	カラスムギ属	<i>Phaseolus</i> spp.	インゲンマメ属
<i>Cicer arietinum</i>	ヒヨコマメ	<i>Pisum sativum</i> (all vars)	エンドウ(全変種)
<i>Citrullus lanatus</i>	スイカ	<i>Secale cereale</i>	ライムギ
<i>Fagopyrum esculentum</i>	ソバ	<i>Sorghum</i> spp.	モロコシ属
<i>Glycine max</i>	ダイズ	<i>Triticum</i> spp.	コムギ属
<i>Gossypium</i> spp.	ワタ属	<i>Vicia</i> spp.	ソラマメ属
<i>Hordeum vulgare</i>	オオムギ	<i>Vigna</i> spp.	ササゲ属
<i>Lupinus</i> spp.	ハウチワマメ属	<i>Zea mays</i>	トウモロコシ

(備考)

含水量の検査を依頼するために提供する試料は、適当な防湿包装容器に密封すること。

(3) 提供試料が被覆種子の場合の検査

ペレットシード

検査項目	送付試料の最小限数量 (粒)
純潔度合検査 (種の検証を含む。)	2,500
純潔度合検査 (追加検査)	2,500
発芽試験	2,500
異種の粒数検査	10,000
異種の粒数検査 (エンクラストシード及びシードグラニュール)	25,000

シードテープ

検査項目	送付試料の最小限数量 (粒)
純潔度合検査 (種の検証)	300
純潔度合検査 (追加検査)	2,500
発芽試験	2,000
異種の粒数検査	10,000

(備考)

純潔度合検査 (追加検査) とは、被覆材を除いた種子に対して行う純潔度合検査のことをいう。

(4) 病害検査

種類	病原体名	病害名	提供試料の 最小限重量
ニンジン	<i>Alternaria radicina</i>	黒斑病	5 g
ニンジン	<i>Alternaria dauci</i>	黒葉枯病	5 g
ニンジン	<i>Xanthomonas hortorum</i> pv. <i>carotae</i>	斑点細菌病	120 g
インゲンマメ	<i>Colletotrichum lindemuthianum</i>	炭疽病	500 g
アブラナ属野菜	<i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>campestris</i>	黒腐病	300 g
アブラナ属野菜	<i>Leptosphaeria maculans</i>	根朽病	10 g
ウリ科野菜	<i>Cucumber green mottle mosaic virus</i> (CGMMV)	緑斑モザイク病	3,000粒又は 10,000粒

(備考)

- 1) 病害の検査を依頼するために提出する試料は、汚染防止のため、適当な容器又は資材で他の検査事項用の提供試料とは別に包装すること。
- 2) (1) の発芽、純潔度合、含水量及び異種の粒数の検査を併せて依頼する場合における提供試料の重量は、(1) の試料の重量及び病害検査の試料の重量の合計量とすること。
- 3) ニンジンについて、同一試料で *Alternaria radicina* と *Alternaria dauci* の両方の検査を依頼する場合の提供試料の最小限重量は、5 g とする。

3 検査依頼書（C）に添える試料の数量

放射性物質検査

試料の区分	放射性核種	提供試料の数量
種子	ヨウ素-131 セシウム-134 セシウム-137	0.7L以上又は100ml以上
苗、球根等（生鮮物。土付きは不可）		
土壌		

（備考）

- 1) 提供試料は、輸送中に吸湿、破碎、腐敗、異物混入及び漏出等が起こらないよう、適当な容器又は資材を用いて包装すること。
- 2) 提供可能な試料の数量が100ml未満の場合は、相談に応じることとする。
- 3) 苗、球根等には採種用の植物体（Plant for producing seed）を含む。

別表2 依頼検査に要する手数料等の額 (第7条関係)

(単位:円/検査項目)

検査項目		料金			
		1点目		2点目以降	
		1項目	2項目 目以降	1項目	2項目 目以降
発芽検査		4,286	2,857	3,810	2,857
純潔度合検査	検査時間が1時間未満の種子	3,810	2,381	3,333	2,381
	検査時間が1時間超の種子※	9,048	7,619	8,571	7,619
含水量検査	粉砕が不要な種子	3,524	2,095	3,048	2,095
	粉砕を要する種子	4,000	2,571	3,524	2,571
異種の粒数検査		5,238	3,810	4,762	3,810
病害検査	①ニンジンの <i>Alternaria radicina</i> (黒斑病)	9,429	8,000	8,952	8,000
	②ニンジンの <i>Alternaria dauci</i> (黒葉枯病)	9,429	8,000	8,952	8,000
	①+②	10,857	9,429	10,381	9,429
	③ニンジンの <i>Xanthomonas hortorum</i> pv. <i>carotae</i> (斑点細菌病)	12,857	11,429	9,429	8,476
	④ユウガオの <i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>lagenariae</i> (つる割病)	10,667	9,238	7,905	6,952
	⑤インゲンマメの <i>Colletotrichum lindemuthianum</i> (炭疽病)	7,810	6,381	7,333	6,381
	⑥エンドウの <i>Ascochyta pisi</i> 及び <i>Mycosphaerella pinodes</i> (褐紋病及び褐斑病)	8,095	6,667	6,095	5,143
	⑦エンドウの <i>Pea seed-borne mosaic virus</i> (モザイク病)	14,857	13,429	14,381	13,429
	⑧トマトの <i>Tobamoviruses</i> (モザイク病)	10,667	9,238	10,190	9,238
	⑨トウガラシの <i>Tobamoviruses</i> (モザイク病)	10,667	9,238	10,190	9,238
	⑩アブラナ属野菜の <i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>campestris</i> (黒腐病) (洗浄液培養法)	11,143	9,714	7,714	6,762
	⑪アブラナ属野菜の <i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>campestris</i> (黒腐病) (種子摩砕液培養法)	14,224	13,271	10,760	9,807
	⑫アブラナ属野菜の <i>Leptosphaeria maculans</i> (根朽病)	7,802	6,373	7,325	6,373
	⑬アブラナ属野菜の <i>Alternaria brassicicola</i> (黒すす病)	7,055	5,626	6,579	5,626
	⑭アブラナ属野菜の <i>Alternaria brassicae</i> (黒斑病)	7,055	5,626	6,579	5,626
	⑮アブラナ属野菜の <i>Alternaria japonica</i> (黒斑病)	7,055	5,626	6,579	5,626
	⑬+⑭	9,444	8,016	8,969	8,016
	⑬+⑮	9,444	8,016	8,969	8,016
	⑭+⑮	9,444	8,016	8,969	8,016
⑬+⑭+⑮	11,834	10,406	11,358	10,406	

	⑯ダイコンの <i>Leptosphaeria maculans</i>	7,802	6,373	7,325	6,373
	⑰ダイコンの <i>Alternaria brassicicola</i> (黒斑病)	7,055	5,626	6,579	5,626
	⑱ダイコンの <i>Alternaria brassicae</i> (黒斑病)	7,055	5,626	6,579	5,626
	⑲ダイコンの <i>Alternaria jaonica</i> (黒斑病)	7,055	5,626	6,579	5,626
	⑰+⑱	9,444	8,016	8,969	8,016
	⑰+⑲	9,444	8,016	8,969	8,016
	⑱+⑲	9,444	8,016	8,969	8,016
	⑰+⑱+⑲	11,834	10,406	11,358	10,406
	⑳レタスの <i>Lettuce mosaic virus</i> (モザイク病)	18,952	17,524	18,476	17,524
	㉑ウリ科野菜の <i>Kyuri green mottle mosaic virus</i> (緑斑モザイク病) (2,000粒検査)	12,177	10,748	11,701	10,748
	㉒ウリ科野菜の <i>Kyuri green mottle mosaic virus</i> (緑斑モザイク病) (9,400粒検査)	34,043	32,614	33,567	32,614
	㉓ウリ科野菜の <i>Cucumber green mottle mosaic virus</i> (緑斑モザイク病) (2,000粒検査)	12,177	10,748	11,701	10,748
	㉔ウリ科野菜の <i>Cucumber green mottle mosaic virus</i> (緑斑モザイク病) (9,400粒検査)	34,043	32,614	33,567	32,614
	㉕ウリ科野菜の <i>Squash mosaic virus</i> (スカッシュモザイク病) (2,000粒検査)	12,177	10,748	11,701	10,748
	㉖ウリ科野菜の <i>Squash mosaic virus</i> (スカッシュモザイク病) (9,400粒検査)	34,043	32,614	33,567	32,614
	㉗ウリ科野菜の <i>Acidovorax citrulli</i> (<i>A. avenae</i> subsp. <i>citrulli</i>) (果実汚斑細菌病) (スイカ、メロン及び キュウリ)	21,905	20,476	19,524	18,571
	㉘ウリ科野菜の <i>Acidovorax citrulli</i> (<i>A. avenae</i> subsp. <i>citrulli</i>) (果実汚斑細菌病) (カボチャ、ユウガオ、 ニガウリ及びトウガン)	31,429	30,000	29,048	28,095
放射性物質検査		0.7L	100ml	0.7L	100ml
	種子				
	非粉砕	9,524	11,429	9,048	10,952
	粉砕	10,286	12,190	9,810	11,714
	苗及び球根等	10,286	12,190	9,810	11,714
	土壌	10,286	12,190	9,810	11,714
荷口封印用 ラベル：紙	1枚当たり	3			
荷口封印用 ラベル：布	1枚当たり	18			

(備考)

1 料金は税抜きの額であり、請求時に消費税相当額を加算する。

2 検査時間が1時間超の種子とは、次のとおりとする。

(1) ヨモギ、ススキ、イタチハギ、イタドリ

(2) 被覆種子の純潔度合検査の追加検査（農作物種子検査依頼書（B）による依頼の場合のみ対応）